



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 89/2018年5月号

発行日：2018年6月1日

関東ではまだ入梅前ですが、真夏を記録するような暑い日が多くなっています。
会計税務業務的には3月決算業務のヤマを越えつつある頃だと思います。
疲労が蓄積している時期でもありますので、体調管理には気を付けたいですね。
配信が遅れましたことをお詫び申し上げます。

I. 最新情報（2018年4月1日～2018年4月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 4月17日	実務 指針	業種別委員会実務指針第50号 「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、平成30年4月12日に開催されました常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正を平成30年4月17日付けで公表しましたのでお知らせします。 本改正は、平成30年3月30日に電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことを受けて見直しを行ったものです。	公表日以後に発行する監査報告書から適用されます。

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年4月 4日	公開 草案	「「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」、 「「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】」並びに「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」の一部改訂（公開草案）の公表について	<p>平成29年に成立した地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）において、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部が改正されたこと等を踏まえ、平成29年12月1日及び平成30年3月30日に「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」（以下併せて「地方独立行政法人会計基準」という。）が改正されました。</p> <p>これを受けて、地方独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める次のQ&Aについて、総務省自治行政局、同省自治財政局及び日本公認会計士協会の三者で改訂に向けた検討を行い、この度一応の検討を終えたため、公開草案として公表し広く意見を求めることといたしました。</p> <p>「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A 「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】 「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A</p>	—
2018年4月 17日	実務 指針	「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人監査に関する実務上の留意点」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成30年4月12日に開催されました常務理事会の承認を受けて、公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人監査に関する実務上の留意点」の改正を平成30年4月12日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本改正は、平成29年6月に改正された地方独立行政法人法を踏まえて、平成30年3月30日付けで改訂された「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「地独監査基準」という。）を受けた</p>	—

			<p>ものです。</p> <p>本実務指針の取りまとめを行うに当たっては、平成30年2月28日から4月2日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、特段意見は寄せられませんでした。また、改訂後の地独監査基準等の公表に伴う修正はありません。</p> <p>なお、改訂後の地独監査基準の一部の事項については平成29年度決算から適用されるため、ご留意ください。</p>	
--	--	--	--	--

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 4月6日	研究 報告	監査・保証実務 委員会研究報告 第32号「内部 統制報告制度の 運用の実効性の 確保について」 の公表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）では、平成30年3月15日に開催されました常務理事会の承認を受けて、監査・保証実務委員会研究報告第32号「内部統制報告制度の運用の実効性の確保について」を平成30年4月6日付けで公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>本研究報告は、平成28年3月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言「一 会計監査の信頼性確保のために一」において、「内部統制報告制度の運用状況については必要な検証を行い、制度運用の実効性確保を図っていくべき」とされたことを踏まえて、内部統制報告制度について所期の目的を達成するような運用が定着しているのかどうかについて検討を行い、その結果を取り纏めたものです。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

有価証券報告書の開示に関する事項について

財務会計基準機構（FASF）は平成30年3月30日に「有価証券報告書の開示に関する事項―「一体的開示本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。」 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」（以下「本資料」という）を公表いたしました。今回は、その内容について確認したいと思います。

1. 公表の経緯

現在、我が国においては、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告並びに計算書類及び連結計算書類という2つの開示書類を作成するという実務が行われております。

これらの開示書類について、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、企業と投資家の建設的な対話を促進するなどの観点から、「制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え方等を整理する」とこととされました。この方向性を踏まえ、金融庁・法務省の要請を受けたFASFが有価証券報告書と事業報告等の記載の共通化を図るうえでの留意点や記載事例について検討した結果を公表したものです。

2. 「本資料」利用にあたっての留意点

「本資料」では有価証券報告書と事業報告等の記載の共通化を図るうえでのポイントや記載事例を示すことが目的であるとされております。そのうえで、この記載事例は事業報告等との記載の共通化に取り組むための有価証券報告書の記載事例であり、FASF「有価証券報告書の作成要領」の記載事例を出発点として作成されております。

また、有価証券報告書と事業報告等の記載を共通化するか否かは任意であることとされ、記載事例もあくまで例示であり、有価証券報告書と事業報告等の記載を共通化する場合の様式や内容等を拘束するものではないこととされております。

3. 記載の共通化に向けた留意点について

環境整備に向けた対応では、有価証券報告書と事業報告等の一体的開示をより行いやすくするための環境整備の一環として、以下の15項目について取り上げています。

これらの内容は、概ね以下の様に分類されます。

- ① 有価証券報告書の開示内容に事業報告の開示内容が含まれている項目
- ② 用語を共通化することにより開示内容を共通化できる項目
- ③ 有価証券報告書の内容を変更することで開示内容を共通化できる項目
- ④ その他（記載対象会社の範囲の共通化を図ることができる項目や財務諸表及び計算書類の表示科目）

有価証券報告書	事業報告等
主要な経営指標等の推移	直前三事業年度の財産及び損益の状況
事業の内容	主要な事業内容
関係会社の状況	重要な親会社及び子会社の状況
従業員の状況	使用人の状況

経営上の重要な契約等	事業の譲渡等
主要な設備の状況	主要な営業所及び工場の状況
ストックオプション制度の内容	新株予約権等に関する事項
大株主の状況	上位十名の株主に関する事項
役員の状況	会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」
社外役員等と提出会社との利害関係	社外役員の重要な兼職に関する事項
社外取締役の選任に代わる体制及び理由	社外取締役を置くことが相当でない理由
役員の報酬等	会社役員の報酬等
監査公認会計士等に対する報酬の内容	各会計監査人の報酬等の額及び株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
財務諸表の表示項目	計算書類の表示項目
財務諸表の1株当たり情報に関する注記	計算書類の1株当たり情報に関する注記

なお、実際に有価証券報告書や事業報告等を作成するにあたっては、関係法令等を参照の上、各企業の実態に応じて適切な開示を行う必要があるとされております。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703